

総合特区制度について

平成22年10月

「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

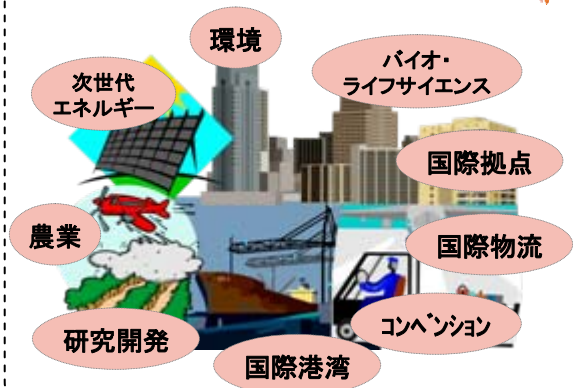
- 経済財政運営の最重要課題は、過去の政権が残してきた**規制・制度の束縛**や、適切な政策及びそのために必要となる財源確保の努力の欠如を**是正し、本来の需要を実現**すること
- ルールの変更や需要面からの政策を呼び水として実行**することによって、これらの**需要を顕在化させるとともに雇用を創出し、日本が本来持つ成長力を実現**することが、優先順位第一の課題
- 制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、**潜在的な需要を抑えているルールを変更することは極めて重要**

○新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
育成に関する先駆的な取組



地域の包括的・戦略的な挑戦(チャレンジ)

規制・制度改革の大胆な「提案」

「総合特区」としての指定

国と実施主体の「協議の場」の設置

- ・国と地域が一体となって推進
- ・必要な規制・制度改革、税財政・金融措置等を総合的に協議・改善・実施等

地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した
先駆的な地域活性化の取組



1 総合特区制度の目的及び政策手段

(1) 目的

○ 共通

国・地域を通じた規制・制度改革を基軸として、地域活性化の取り組みを促進し、政策課題の解決、成長戦略の推進を図るとともに、地域主権改革の推進にも寄与。

○ 国際戦略総合特区

地域を厳選し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する先駆的な取組に限定して対象とし、当該産業分野における国際競争力の強化を図るとともに、我が国の経済成長に資する分野の活性化を通じて、需要、雇用の拡大等を図る。

○ 地域活性化総合特区

地域の資源や創意工夫を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象とし、地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力の向上、地域の課題解決を図る。

(2) 政策手段

・規制・制度改革を基軸とし、税制・財政・金融上の支援措置等を実施。

2 推進体制

(1) 地域活性化推進本部(仮称)

・地域活性化の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に全閣僚をメンバーとした地域活性化推進本部(仮称)を置く。(本部長:内閣総理大臣)

(2) 総合特区推進WG(仮称)

・関係府省との所要の調整を行い、地域からの提案に対する対応方針の案等を策定するため、本部の下に、副大臣・政務官レベルの総合特区推進WG(仮称)を置く。(座長:総合特区担当副大臣)

(3) 国と実施主体の「協議の場」

・総合特区ごとに、総合特区の実施主体(自治体又は自治体を含む協議会)と関係省庁との協議の場を設置し、国と地域の協働プロジェクトとして推進。

※ 関係府省は、地域からの規制・制度改革等の提案について精力的に検討するとともに、当該総合特区の目標達成のための国の支援のあり方を幅広く議論し、各府省からも積極的に施策提案を行う。

3 制度の手続き

(1) 基本方針の策定・公表

- 地域活性化推進本部(仮称)において案を作成の上、閣議決定。
- 総合特区制度の趣旨、総合特区の要件、総合的な支援のあり方等を記述。

(2) 総合特区の提案等

- 総合特区の提案を行おうとする者(自治体又は自治体を含む協議会)は、次の事項を含む提案を行う。

- ①目標
- ②取組・事業
- ③規制・制度改革、税制・財政・金融上の支援措置等に関する総合的な提案
- ④地域の責任ある関与

- 民間等は、自治体に対して提案が可能。

(3) 総合特区の指定

- 要件(後述)を満たす、国として推進すべき提案について、総合特区推進WG(仮称)における検討、調整を経て、地域活性化推進本部(仮称)において総合特区として指定。

(4) 総合特区の実施計画の認定

- 指定を受けた実施主体(自治体又は自治体を含む協議会)は、総合特区の実施計画案を作成。
- 実施計画を内閣総理大臣が認定。規制・制度改革、税制・財政・金融上の支援措置等を実施。
- 認定された総合特区実施計画については、PDCAサイクルを適切に実施。

4 総合特区の要件

- i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
- ii) 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
- iii) 地域資源等を活用した取組の「必然性」があること
- iv) 地域の「本気度」を示す責任ある関与があること

- ・地域の「本気度」が明らかな取組で、関係主体の合意が得られているものを想定
例) 地方税の減免、地域独自の補助金、住民負担を伴う規制強化、自らの権限に係る規制緩和、組織や体制の強化 等
- ・既に、地域の自助努力による事前の施策が十分に行われている
- ・成果目標の設定と事後チェック

- v) 運営母体が明確であること

- ・地方公共団体と民間企業、NPO等による官民共同の協議会を設置することが必須

- vi) 今後の地域活性化を進める上で有効な国の規制・制度改革の提案があること

- ・先駆的な取組の実現や推進に有効であり、以下のような国の施策に関する提案を対象とする。
 - 規制の改革(過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む)
 - 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
 - 国の関係機関の業務の見直し
 - 国の制度、事務手続きの見直し(税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続きの簡素化等) 等

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた「総合特区制度」の創設に必要な予算・税制改正を要求中。

(1)平成23年度予算概算要求 (内閣府要求額:823億円)

自立的な取組に基づく地域の活性化、社会経済的課題の解決及びわが国全体の成長戦略の観点から「総合特区制度」を創設し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を一体として実施。

- ・総合特区推進調整費
- ・総合特区支援利子補給金

(2)平成23年度税制改正要望

(i)国際戦略総合特区における税制上の特例措置 (内閣府一新規要望)

・投資税額控除、特別償却制度、事業の課税所得控除制度の創設

- ① 実施計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械、装置、建物等を取得等した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除。
- ② 実施計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械、装置、建物等を取得等した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額は、取得価額の一定割合に相当する額と普通償却限度額の合計額とする。

③ 実施計画に記載された事業を実施する者が、特区内において行われる事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を損金に算入。

※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。

・研究開発に係る特例措置の創設

④ 実施計画に記載された事業を実施する者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合の当該費用に係る控除の限度額について、特例措置を創設。

(ii) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置 (内閣府一新規要望)

・地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度創設

① 実施計画に記載された事業を実施しようとする者について、個人投資家が当該事業者に出資した場合に、当該投資家の投資年度の総所得から一定額を控除。

・公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

② 実施計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、当該事業の用に供する不動産を取得した場合に、当該不動産の保存登記及び移転登記に係る登録免許税を軽減。

「総合特区制度」に係る提案募集の結果について

「新成長戦略」(H22.6.18閣議決定)に基づき創設を予定している「総合特区制度」については、制度設計を行うため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について、平成22年7月20日(火)から平成22年9月21日(火)まで、新たな提案(アイデア)の募集を実施いたしました。

その結果、**延べ278団体**より**計450件**の提案について提出がありました。

提案団体ごとの内訳は以下の通りです。

地方公共団体からの提案	延べ152団体	327件
企業・団体等からの提案	延べ126団体	145件

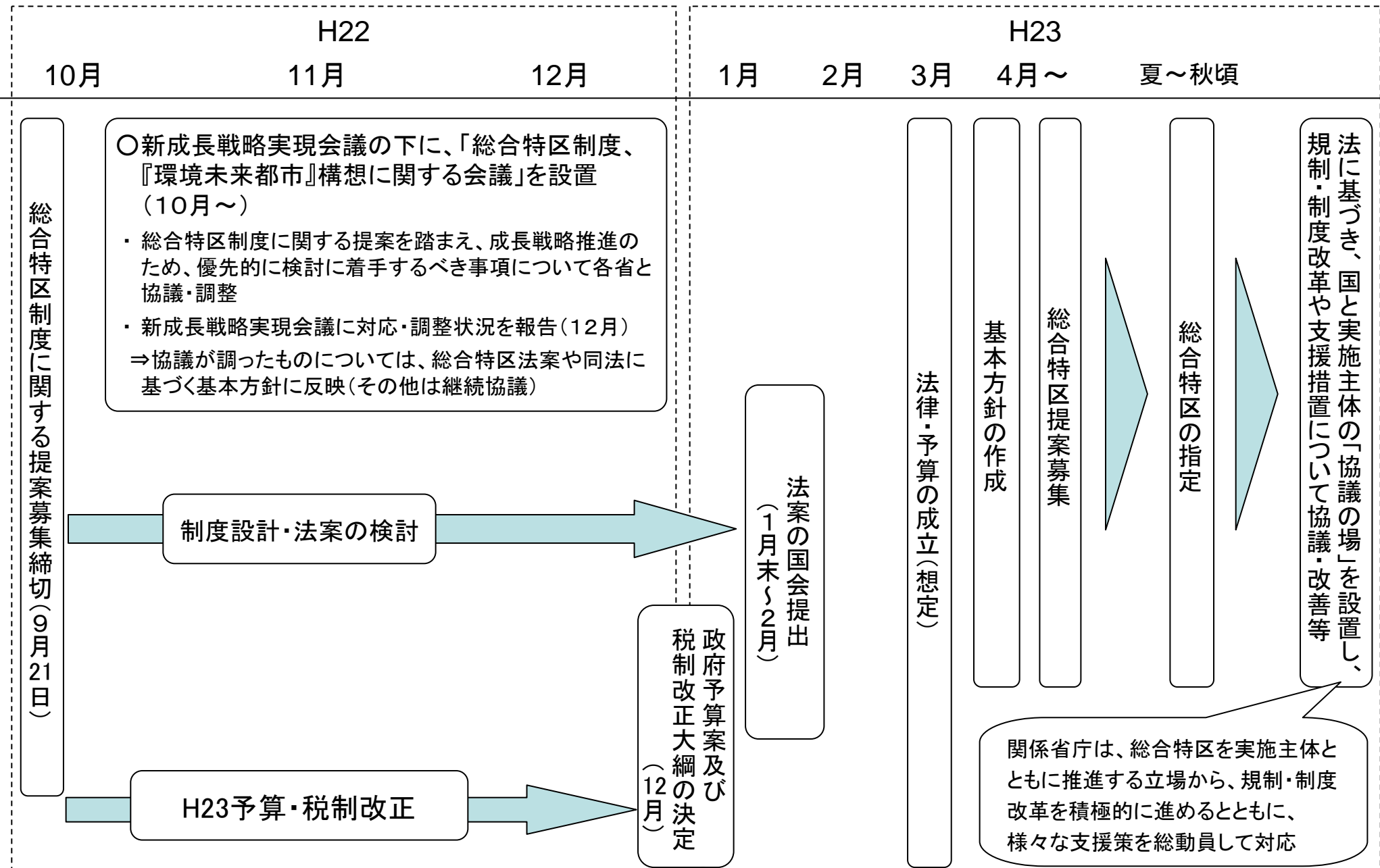
また、92件が「国際戦略総合特区(仮称)」、358件が「地域活性化総合特区(仮称)」に係る提案でした。

それぞれの提案に、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置についての提案が含まれておりますが、その内訳は以下の通りです。

措置の種類	提案件数
規制の特例措置	2,004件
税制上の支援措置	1,085件
財政上の支援措置	1,677件
金融上の支援措置	354件
その他の支援措置	538件

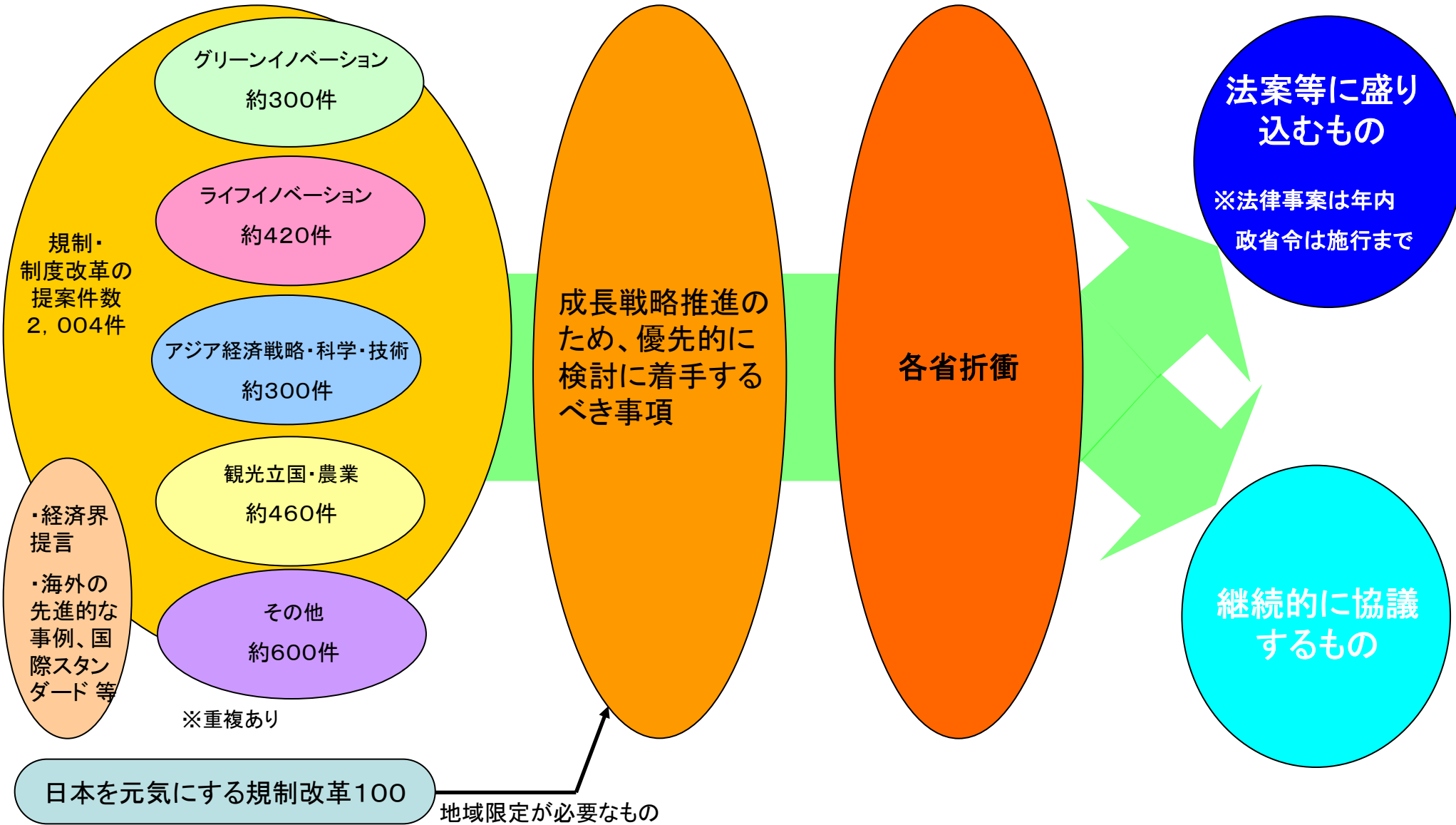
※今回の募集は、制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するものであり、今後の指定、認定等の措置に直結するものではありません。

「総合特区制度」の工程表



「総合特区制度」提案募集に寄せられた規制・制度改革の提案等の処理について

規制・制度改革の類型: 規制の緩和、政省令への委任、権限委譲 など



「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄)

第2章 新たな成長戦略の基本方針 ー経済・財政・社会保障の一体的建て直しー

政策の優先順位の判断基準

(ii)「選択と集中」基準

(制度・政策一体基準)

制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、潜在的な需要を抑えているルールを変更すること(規制・制度の改革、**総合特区の創設**等)は極めて重要である。その際、これと一体的に行うことが必要となる事後チェック体制の強化、安全性の確保のための体制強化、弱い立場の人々への対応、個人情報保護の強化等に十分配慮する。

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

フロンティアの開拓による成長

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

【2020年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』

(地域政策の方向転換)

この10年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、**特区制度**等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

(大都市の再生)

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、**特区制度**、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

フロンティアの開拓による成長

IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト

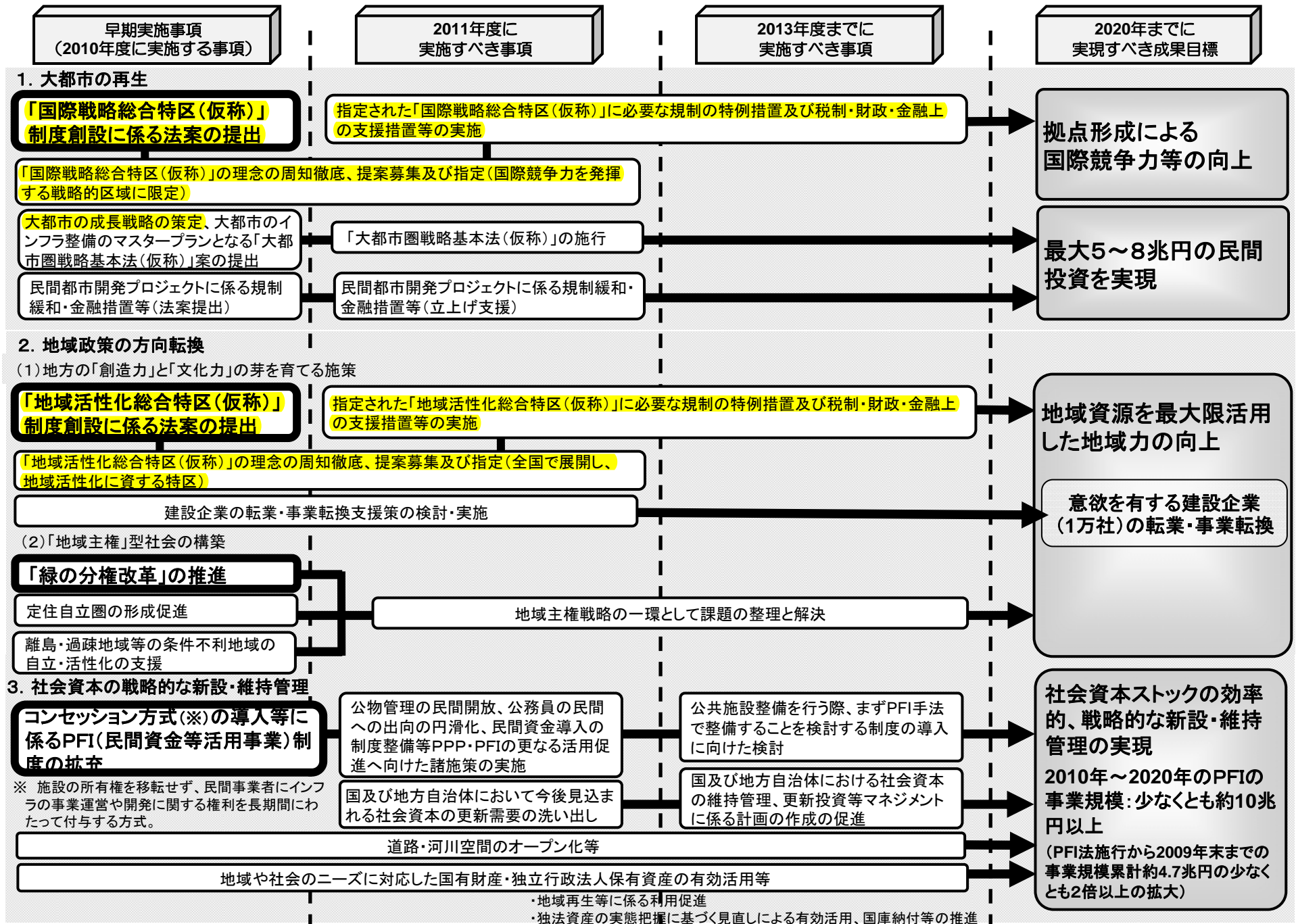
11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区(仮称)」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。

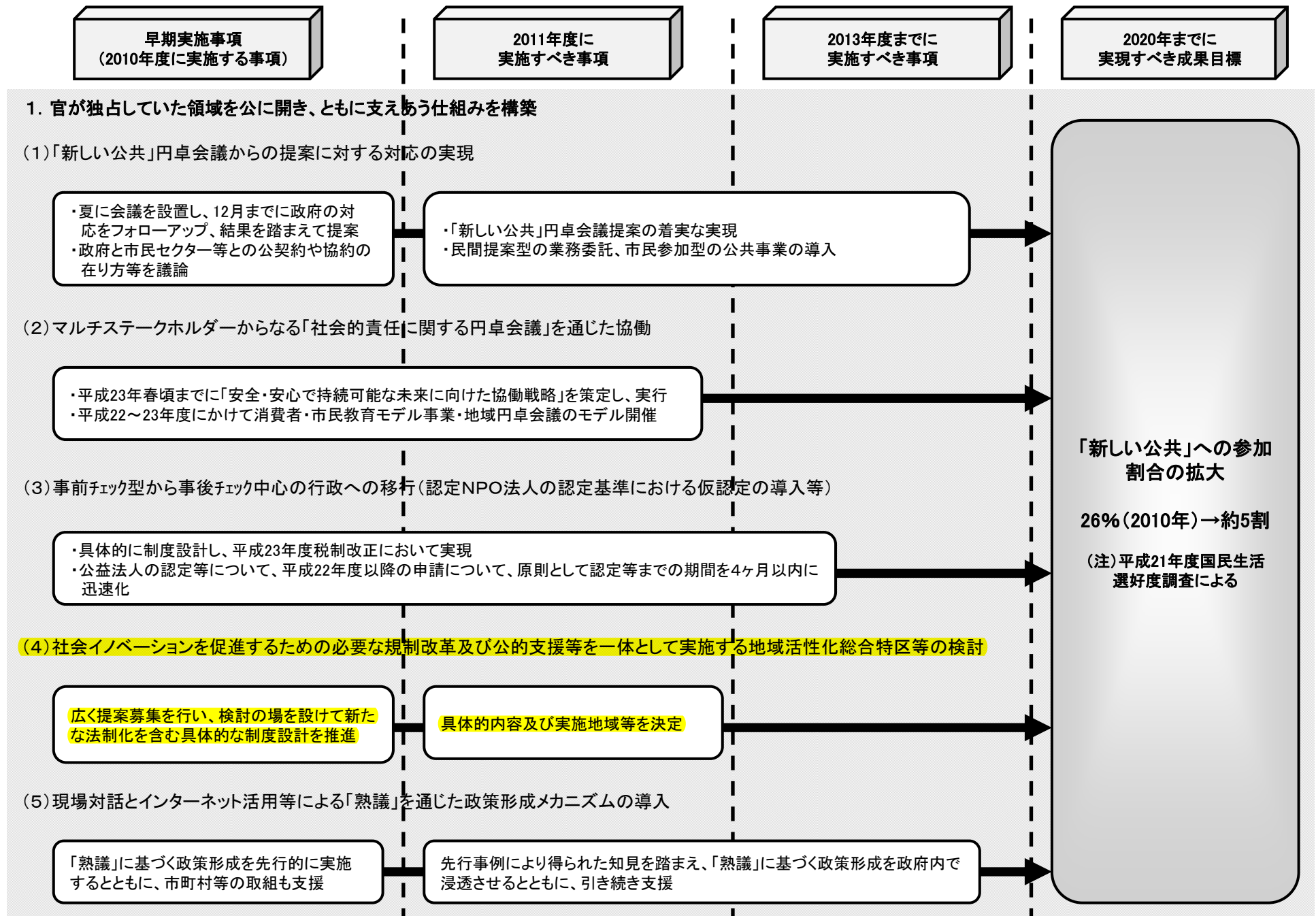
これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。

また、アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。

IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～



VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～①



「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」

(平成22年10月8日閣議決定) (抄)

5. 規制・制度改革

財源を使わない景気対策として、及び新成長戦略を推進する政策ツールとして、規制・制度改革を強力に推進する。このため、既定事項を着実に実施していくとともに、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション、地域活性化、アジア経済戦略、金融等の7つの戦略分野を中心に新たな取組を行う。その際、規制・制度改革の円滑な推進の上で必要となる環境整備に十分配慮する。

<具体的な措置>

○総合特区制度を念頭に置いた規制・制度改革の検討

・「新成長戦略」に基づき、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込むものとして創設を予定している「総合特区制度」に係る自治体や民間からの提案を踏まえ、優先的に検討に着手すべき規制・制度改革について、所要の検討を実施する。